

民生環境協議会協議事項

〔	日時	令和6年5月21日(火)	〕
		午前10時	
	場所	第三委員会室	

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 2 八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正（案）について
- 3 福祉部指定管理者制度導入予定施設（継続）について
- 4 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 5 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 6 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 7 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 8 市民環境部指定管理者制度導入予定施設（継続）について
- 9 八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について
- 10 令和5年度のごみ処理実績について
- 11 令和5年度公共用水域水質測定結果について
- 12 令和5年度地下水水質測定結果について
- 13 令和5年度区域外一般廃棄物の搬入について

八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

1 理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号）の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したもの

2 改正の概要

八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の中で引用する東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の規定について、一部改正により条項ずれが生じたため、改めるもの

○ 八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例 制定附則

改正後	改正前
4 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。） <u>第 13 条第 1 項</u> に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定の適用については、第 13 条第 2 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」と、第 14 条中「年 3 パーセント」とあるのは「年 1.5 パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。	4 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。） <u>第 14 条第 1 項</u> に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定の適用については、第 13 条第 2 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」と、第 14 条中「年 3 パーセント」とあるのは「年 1.5 パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。

3 施行期日

公布の日

4 処分年月日

令和 6 年 5 月 15 日

八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行うもの。

2 改正する条例

八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例

3 改正の概要

地域包括支援センターの職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法（非常勤職員）によることを可能とする。この場合であっても、2人以上の常勤の専門職の配置が必要なことを規定する。

改正後	現行
3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する3人の専門職。 地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、非常勤職員を配置することを可能とする。ただし、2人以上は常勤の専門職とする。	3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する <u>3人の常勤の専門職</u>

配置すべき専門職 (1)保健師
(2)社会福祉士
(3)主任介護支援専門員

4 施行期日

公布日

福祉部指定管理者制度導入予定施設（継続）について

「指定管理者制度の導入方針」（平成25年3月改訂）に基づき、令和7年度から継続して1施設に指定管理者制度を導入する。

1 導入施設

- (1) 公募施設 1施設
(2) 指定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年）

No	対象施設名称	施設数	所管課	現在の指定管理者	募集区分
1	八戸市身体障害者更生館	1	障がい福祉課	(社福)やすらぎ会	公募

2 管理運営開始までのスケジュール

令和6年 7～10月	指定管理者候補者の募集及び審査・決定 ※
11月	定例協議会 ・指定管理者候補者の選定結果の報告
12月	12月市議会定例会 ・指定管理者指定議案の提案・議決 ・指定管理料の債務負担行為の設定
令和7年 1月	包括協定の締結
3月	3月市議会定例会 ・指定管理料に係る予算案の提案・議決
4月	管理運営開始

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案） の概要について

1 改正する条例

- (1) 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- (4) 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正の理由

国の基準府令等の一部改正に伴い、当市においても八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正を行うもの。

3 改正の概要

① 職員配置基準の改正（(1)～(4)）

各教育・保育施設等において従事する職員等の配置基準を改正する。

	改正前	改正後
満3歳以上満4歳未満児	おおむね20人につき1人以上	おおむね15人につき1人以上
満4歳以上児	おおむね30人につき1人以上	おおむね25人につき1人以上

- ② 母子生活支援施設の施設長が策定する自立支援計画の策定時において、年齢、発達の状況その他の母子の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずる。((1))
- ③ 「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める他所要の改正を行う。((1))
- ④ 規定の整備を行う。((4))

4 施行期日

公布の日

市民環境部指定管理者制度導入予定施設（継続）について

「指定管理者制度の導入方針」（平成25年3月改訂）に基づき、令和7年度から継続して4施設に指定管理者制度を導入する。

1 導入施設

- (1) 公募施設 4施設
- (2) 非公募施設 0施設
- (3) 指定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年）

No	対象施設名称	施設数	所管課	現在の指定管理者	募集区分
1	斎場	1	市民課	三八五流通(株)	公募
2	東霊園 西霊園 南郷中央霊園	3	市民課	(公社)八戸市シルバー人材センター	公募

2 管理運営開始までのスケジュール

令和6年 7～10月	指定管理者候補者の募集及び審査・決定
11月	定例協議会 ・指定管理者候補者の選定結果の報告
12月	12月市議会定例会 ・指定管理者指定議案の提案・議決 ・指定管理料の債務負担行為の設定
令和7年 1月	包括協定の締結
3月	3月市議会定例会 ・指定管理料に係る予算案の提案・議決
4月	管理運営開始

八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和するためのものである。

2. 改正内容

（1）課税限度額の改定（第3条関係）

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げる。

令和6年度 国民健康保険税		基礎課税額 (医療分)	後期高齢者 支援金等課税額	介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満)
所得割額	課税標準額×税率	8.0%	2.4%	2.3%
均等割額	被保険者 1人あたり	23,000円	7,000円	8,000円
平等割額	1世帯あたり	25,000円	8,000円	9,000円
課税限度額 (世帯の1年間の上限額)		65万円	24万円	17万円

（2）保険税の軽減措置に係る基準の改定（第24条第1項関係）

国民健康保険税の軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を次の表のとおり改める。

軽減 割合	軽減判定所得	
	現行	改正後
7割	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数－1)} 以下	※改正無し
5割	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数－1)} + 29万円 × 被保険者等の数 以下	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数－1)} + 29万5千円 × 被保険者等の数 以下
2割	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数－1)} + 53万5千円 × 被保険者等の数 以下	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数－1)} + 54万5千円 × 被保険者等の数 以下

3. 施行期日等

- ・公布の日から施行する。
- ・改定後の課税限度額、軽減判定所得基準額については、令和6年度分からの保険税について適用する。

令和5年度のごみ処理実績について

1. ごみ排出量等について

年 度	排出量		再資源化量※		最終処分量	
	(t)	原単位 (g/人・日)	(t)	再資源化率 (%)	(t)	原単位 (g/人・日)
令和5年度 (A)	74,960	936	7,988 (28,052)	10.7 (29.5)	9,352	117
令和4年度 (B)	77,110	953	8,976 (28,699)	11.6 (29.6)	9,487	117
差 (A－B)	△2,150	△17	△988 (△647)	△0.9 (△0.1)	△135	0

※再資源化量について、上段は行政回収分、下段（括弧書き）は行政回収分＋民間回収分。
※民間回収分とは、当市から処分業の許可を受けた事業者が資源物（木くず、ペットボトル）回収した分を指す。

2. ごみ排出量の目標と現状について

項 目	(現状) 令和5年度	(中間年度) 令和8年度	(目標年度) 令和13年度
排出抑制			
①家庭系ごみ排出量 (1人1日あたり) ※資源物を除く	527g/人・日	544g/人・日 以下	537g/人・日 以下
②事業系ごみ排出量 (年間)	25,684t	22,126t	18,311t
再資源化			
③リサイクル率 (行政回収分＋民間回収分)	29.5%	33.9%達成	37.7%達成
最終処分			
④最終処分量 (1人1日あたり)	117g/人・日	104g/人・日 以下	101g/人・日 以下

3. 目標達成に向けた取組について

今後、目標を達成するためには、ごみ減量講座等による市民への継続した意識啓発と、事業系ごみ搬入時における収集運搬事業者に対する開放検査の実施、また、多くの市民が利用しているスーパー等店頭における資源物回収の実態把握等、引き続き、ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上に向け取り組む他、プラスチックの分別・回収及び再商品化の実施について検討してまいりたい。

令和5年度公共用水域水質測定結果について

水質汚濁防止法第16条の規定により青森県が定めた測定計画に基づき、市内の公共用水域の水質の状況を継続的に把握するため常時監視するものである。

1. 水質の測定結果

(1) 河川

新井田川5地点、五戸川1地点、浅水川1地点において測定を実施した。(資料1-図1)

河川における水質汚濁の代表的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)について、すべての環境基準点で環境基準を達成した。(資料2-表1)

水生生物保全環境項目及び人の健康の保護に関する項目(健康項目)等について、すべての環境基準点で環境基準を達成した。(資料2-表3、5)

(2) 海域

八戸前面海域14地点、南浜海域2地点において測定を実施した。(資料1-図1)

海域における水質汚濁の代表的な指標であるCOD(化学的酸素要求量)について、八戸前面海域のSt.3、St.4、St.5を除く環境基準点で環境基準を達成した。(資料2-表1)

生活環境項目のうち、酸性・アルカリ性を示す指標であるpH(水素イオン濃度指数)について一時的に環境基準を超過した地点が見られたが、数値は前年と大きな変化はなかった。(資料2-表1)

人の健康の保護に関する項目(健康項目)等について、八戸前面海域の環境基準点の内7地点で測定を実施し、すべて環境基準を達成した。(資料2-表4、5)

(3) 湖沼

世増ダム貯水池1地点において測定を実施した。(資料1-図1、2)

湖沼における水質汚濁の代表的な指標であるCOD(化学的酸素要求量)について、環境基準を達成しなかった。(資料2-表1)

水生生物保全環境項目及び人の健康の保護に関する項目(健康項目)については、すべて環境基準を達成した。(資料2-表5)

2. 底質の測定結果

新井田川1地点(湊橋)、八戸前面海域の工業港内5地点及び世増ダム貯水池1地点で、重金属類を含む13項目について測定を実施した。(資料2-表6)

その結果は、概ね前年どおりであった。

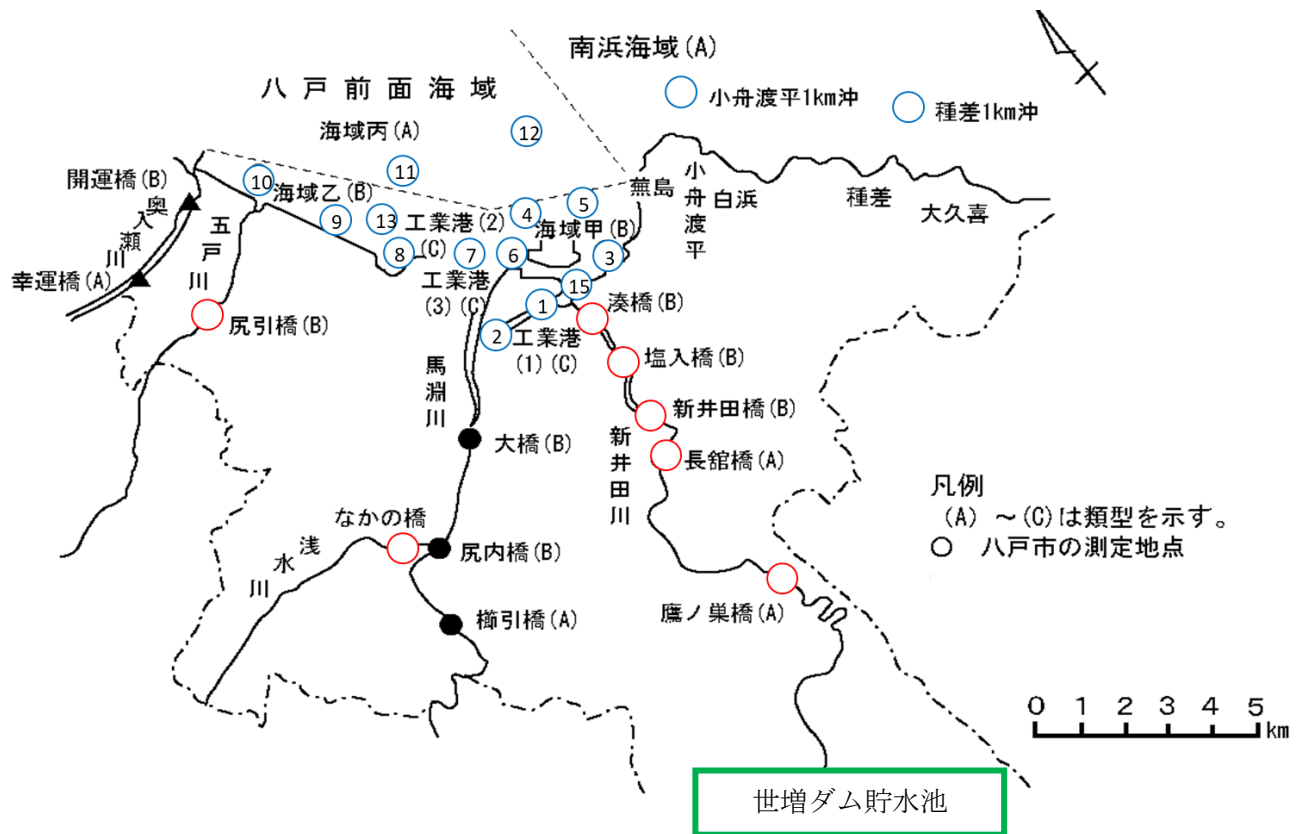


図 1 公共用水域測定地点図（河川・海域）

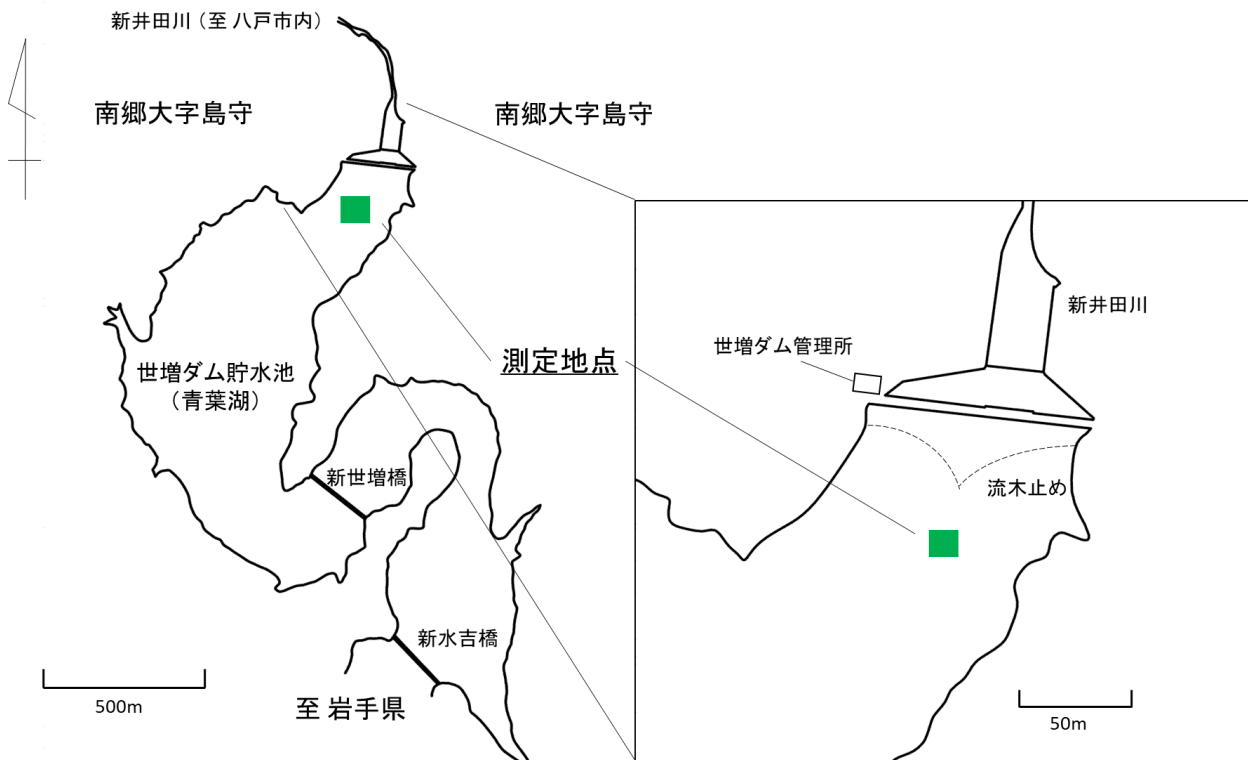


図 2 公共用水域測定地点図（湖沼）

令和 5 年度 公共用水域水質測定結果

表 1 環境基準点の水質測定結果（生活環境項目）

河川	測 定 地 点	類 型	p H	DO	B O D			SS	大腸菌数
			範 囲	平均	範 囲	75%値	環境基準	平均	90%値
新井田川	長 館 橋	A・イ	7.6～7.7	9.5	1.7 ～ 1.8	1.8	2	5.8	90
	塩 入 橋	B・ハ	7.4～7.6	7.5	0.7 ～ 3.0	1.8	3	4.0	88
	湊 橋	B・ハ	7.3～7.6	7.7	0.7 ～ 2.1	2.0	3	2.5	94
五 戸 川	尻 引 橋	B・イ	7.4～7.5	9.7	0.7 ～ 2.1	1.8	3	11	960

湖沼	測 定 地 点	類 型	p H	DO	C O D			SS	大腸菌数
			範 囲	平均	範 囲	75%値	環境基準	平均	90%値
世増ダム 貯水池	ダムサイト	A・イ	6.8～8.5	7.8	1.7 ～ 5.6	3.3※	3	2.4	22

海域	測 定 地 点	類 型	p H	DO	C O D			SS	大腸菌数
			範 囲	平均	範 囲	75%値	環境基準	平均	90%値
八 戸 前 面 海 域	第一工業港 St.1	C・ロ	7.5～8.0	9.5	2.4 ～ 5.6	5.2	8	2.2	100
	第一工業港 St.2	C・ロ	7.6～8.5※	10	2.0 ～ 9.4	6.7	8	2.3	83
	河口海域（甲） St.3 （鮫・白銀前面）	B・ロ	7.8～8.3	9.7	1.8 ～ 5.3	5.1※	3	2.2	46
	河口海域（甲） St.4 （鮫・白銀前面）	B・ロ	7.8～8.1	9.6	1.6 ～ 3.8	3.2※	3	2.8	120
	河口海域（甲） St.5 （鮫・白銀前面）	B・ロ	7.9～8.1	9.3	1.6 ～ 4.0	3.7※	3	1.8	31
	第三工業港 St.6	C・ロ	7.9～8.0	9.1	1.8 ～ 3.5	2.7	8	3.5	76
	第二工業港 St.7	C・ロ	7.9～8.1	8.7	0.7 ～ 3.3	2.9	8	1.8	62
	第二工業港 St.8	C・ロ	7.9～8.1	8.9	1.2 ～ 3.1	2.5	8	1.8	87
	河口海域（乙） St.9 （北沼前面）	B・ロ	7.8～8.1	8.5	1.1 ～ 4.3	2.2	3	1.8	57
	河口海域（乙） St.10 （北沼前面）	B・ロ	7.9～8.1	8.9	1.4 ～ 3.6	1.9	3	2.7	290
	河口海域（丙） St.11 （北防沖）	A・イ	7.9～8.1	9.0	1.2 ～ 2.2	2.0	2	0.83	65
	河口海域（丙） St.12 （蕪島沖）	A・イ	7.9～8.1	9.0	0.6 ～ 2.4	2.0	2	1.3	30
	河口海域（乙） St.13 （北沼前面）	B・ロ	8.0～8.1	8.7	1.3 ～ 3.0	2.3	3	1.8	79
南浜海域	小舟渡平 1 km 沖	A・イ	7.9～8.1	8.7	1.3 ～ 2.1	1.8	2	—	29
	種差 1 km 沖	A・イ	8.0～8.1	8.7	0.9 ～ 1.9	1.7	2	—	4

備考 1. 表中の単位：DO、BOD、COD、SS…mg/L、大腸菌数…CFU/100mL

2. 水域類型の達成期間：「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

3. ※は環境基準を超過

4. 第一工業港 St.2 における p H の環境基準値：7.0～8.3

表 2 調査補助点の水質測定結果（生活環境項目）※環境基準による評価には含まないが、参考として記載

河川 (水域名)	測 定 地 点	類 型	p H	D O	B O D			S S	大腸菌数
			範 囲	平均	範 囲	75%値	環境 基準	平均	90%値
新井田川	鷹ノ巣橋	A・イ	7.7～7.9	10	0.7 ～ 2.1	1.6	2	4.3	68
	新井田橋	B・ハ	7.4～7.6	9.7	1.0 ～ 2.3	1.6	3	9.0	77
浅水川	なかの橋	—	7.3～7.5	9.5	1.4 ～ 4.0	2.2	—	12	2300

海域 (水域名)	測 定 地 点	類 型	p H	D O	C O D			S S	大腸菌数
			範 囲	平均	範 囲	75%値	環境 基準	平均	90%値
八戸前面海域	河口海域 (甲) St.15 (八戸大橋下)	B・ロ	7.8～8.0	9.2	1.5 ～ 4.3	3.9	3	3.5	94

備考 1. 表中の単位：DO、BOD、COD、SS...mg/L、大腸菌数...CFU/100mL

2. 水域類型の達成期間：「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

表 3 水生生物保全環境項目測定結果

水域名	測定地点	水生生物保全環境項目			
		類型	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
五戸川	尻引橋	生物A・イ	0.004	<0.00006	<0.0006
新井田川	長館橋	生物A・イ	<0.001	<0.00006	0.0010
	塩入橋	生物A・イ	<0.001	<0.00006	<0.0006
世増ダム 貯水池	表 層	生物A・イ	0.012	<0.00006	0.0006

環境基準	
全亜鉛	0.03
ノニルフェノール	0.001
L A S	0.03

備考 1. 表中の単位…mg/L, 2. 数値は平均値

表 4 健康項目等の水質測定結果（1）

	水域名	八戸前面海域					基準値
	測定地点名	St. 1 第一工業港	St. 2 第一工業港	St. 3 鮫・白銀前面	St. 7 第二工業港	St. 8 第二工業港	
健康項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0004	0.003
	全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	六価クロム	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.05
	ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
	P C B	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
特殊項目	フェノール類	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	銅	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	鉄（溶解性）	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	マンガン（溶解性）	0.03	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	
	クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	

備考 1. 表中の単位…mg/L

表 5 健康項目等の水質測定結果 (2)

	水域名	八戸前面海域		新井田川	五戸川	世増ダム 貯水池	基準値
	測定地点名	St. 9 北沼前面	St.13 北沼前面	塩入橋	尻引橋	ダムサイト	
健康項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
	全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	六価クロム	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.05
	ヒ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	0.0005
	P C B	<0.0005	<0.0005	<0.0003		<0.0003	検出されないこと
	トリクロロエチレン			<0.001	<0.001	<0.001	0.01
	テトラクロロエチレン			<0.001	<0.001	<0.001	0.01
	1. 1-ジクロロエチレン			<0.01	<0.01	<0.01	0.1
	シス-1, 2-ジクロロエチレン			<0.004	<0.004	<0.004	0.04
	1. 1, 1-トリクロロエタン			<0.1	<0.1	<0.1	1
	1. 1, 2-トリクロロエタン			<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
	1,3-ジクロロプロペン			<0.002	<0.002	<0.002	0.002
	シマジン			<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
	チオベンカルブ			<0.002	<0.002	<0.002	0.02
	ベンゼン			<0.01	<0.01	<0.001	0.01
	セレン			<0.002	<0.002	<0.002	0.01
	硝酸性窒素			1.2	0.9	1.1	合計で 10
	亜硝酸性窒素			0.009	0.009	0.019	
	フッ素			0.14	<0.08	<0.08	
	ほう素			0.3	<0.1	<0.1	
	1,4-ジオキサン			<0.005	<0.005	<0.005	0.05
特殊項目	フェノール類	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	銅	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	鉄 (溶解性)	<0.1	<0.1	<0.1	0.3	0.1	
	マンガン (溶解性)	<0.02	<0.02	0.05	<0.02	0.05	
	クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
要監視項目	ダイアジノン			<0.0005	<0.0005	<0.0003	0.005※
	PFOS 及び PFOA			0.0004	0.0006	0.0006	0.05※

備考 1. 表中の単位…mg/L, 2. ※は指針値

表 6 底質測定結果

(乾燥重量当たり)

測定地点		一般項目		健康項目					特殊項目			その他の項目		
水域名	採取地点	COD (mg/g)	強熱減量 (%)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	P C B (mg/kg)	銅 (mg/kg)	亜鉛 (mg/kg)	総クロム (mg/kg)	硫化物 (mg/g)	全窒素 (mg/g)	全リン (mg/g)
新井田川	湊 橋	5.6	3	<0.1	7	3.3	0.04	<0.01	21	80	50	0.055	0.72	0.56
世増ダム 貯水池	底 層	61	14	0.5	17	8.8	0.14	<0.01	47	130	54	0.077	6.2	1.5
八戸前面 海 域	St.1	42	18	0.4	26	12	0.15	<0.01	71	190	79	1.7	3.9	1.1
	St.2	29	15	0.8	60	16	0.46	<0.01	240	340	140	2.5	3.0	1.4
	St.6	26	16	0.4	280	18	0.16	<0.01	52	150	62	1.4	3.4	1.1
	St.7	19	11	0.6	68	13	0.19	<0.01	44	240	36	0.66	2.1	0.82
	St.8	16	9	0.9	89	14	0.18	<0.01	52	290	30	0.57	1.4	0.62

備考 1. 底質について環境基準値は定められていない。

令和 5 年度地下水水質測定結果について

本調査は水質汚濁防止法第 16 条の規定により青森県が定めた測定計画に基づき、市内における地下水の汚染状況を把握するため常時監視するもので、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査の 3 つの調査区分により段階的に実施している。
(資料 1)

1. 概況調査

市内の全体的な地下水質の状況を把握するために市内全域を 5 年で一巡する調査で、市内 5 地点(大久保地区、妙地区、長苗代地区、是川地区、売市地区各 1 地点)で測定した結果、全ての地点において環境基準値を達成した。
(資料 2-表 1)

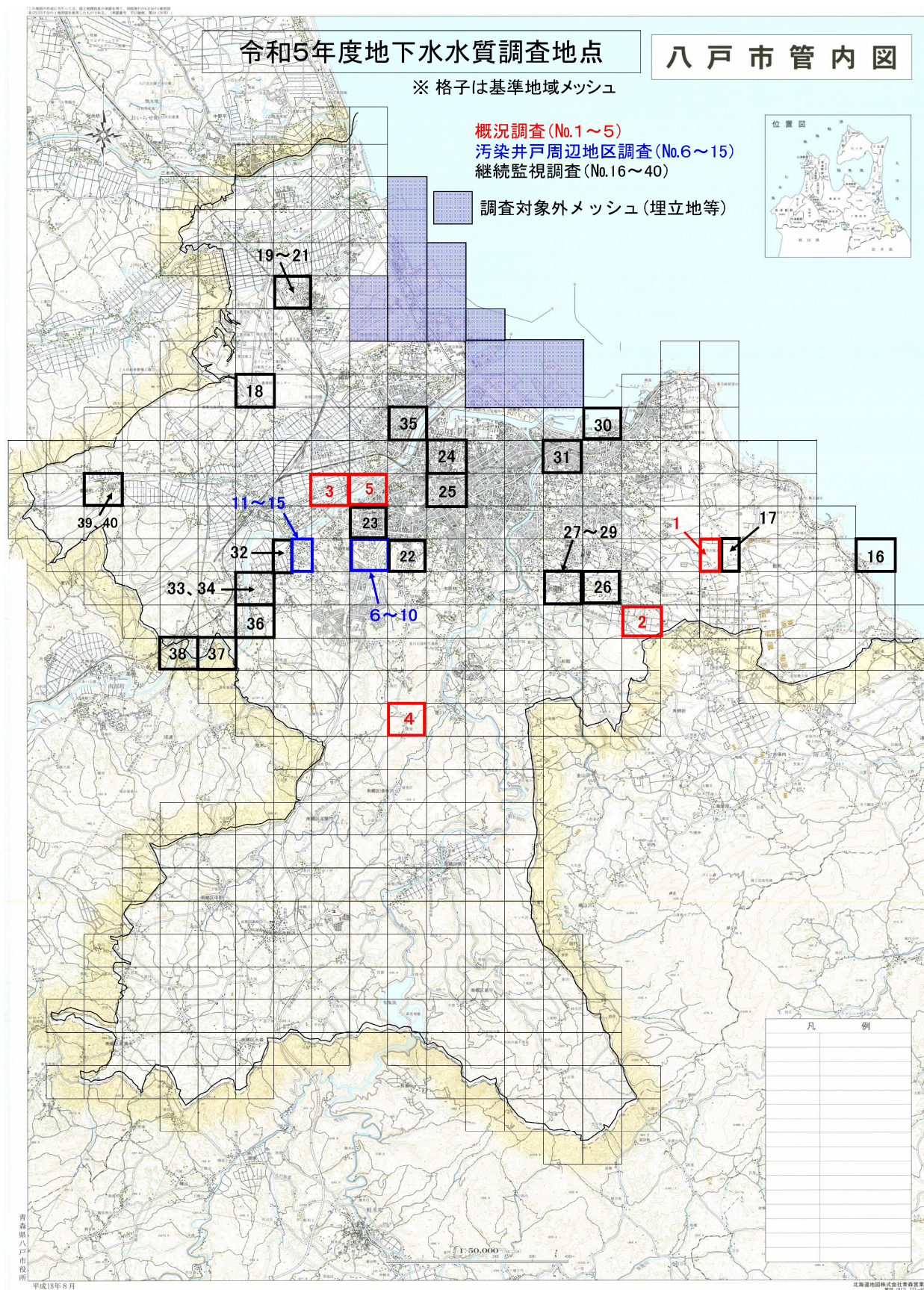
2. 汚染井戸周辺地区調査

前年度の概況調査により有害物質が検出された地区について汚染範囲を確認するための調査で、鉛について調査した根城地区 4 地点及び沢里地区 1 地点全てにおいて環境基準値を達成した。また、砒素について調査した尻内地区 1 地点及び田面木地区 4 地点のうち、田面木地区 1 地点において砒素が微量検出されたが環境基準値以下であった。(資料 2-表 2)

3. 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査で汚染範囲を確定した後、定点を設け、経年変化を把握するための調査で、市内 25 地点それぞれの測定項目について測定した結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 3 地点、ほう素が 2 地点、ふっ素が 1 地点で環境基準値を超過した。(資料 2-表 3)

環境基準値を超過した地点については、井戸所有者に井戸水を飲用しないように注意喚起するとともに調査を継続し、3 年間連続して環境基準値の 9 割を超えないことを確認した 1 地点については調査を終了する。(資料 2-表 4)



資料 2

表 1 概況調査地点

No	地区名	深度(m)	測定結果
1	大久保	不明	環境基準値達成
2	妙	不明	
3	長苗代	30 以上	
4	是川	60	
5	売市	不明	

表 2 汚染井戸周辺地区調査検出地点(検出地点数／調査地点数=1／10)

No	地区名	深度(m)	検出項目	測定値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
12	田面木	不明	砒素	0.002	0.01

表 3 継続監視調査超過地点(超過地点数／調査地点数=6／25)

No	地区名	深度(m)	基準超過項目	測定値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
25	内丸	30 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10
30	築港街	60～80	ほう素	1.1	1
31	湊	50	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10
32	田面木	200	ほう素	2.3	1
35	石堂	100 以上	ふっ素	1.3	0.8
40	豊崎	30 未満	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10

表 4 継続監視調査終了地点(終了地点数／調査地点数=1／25)

No	地区名	深度(m)	調査項目	測定値(mg/L) (左から R3, R4, R5)			環境基準値 (mg/L)
17	大久保	53	四塩化炭素	0.0018	0.0012	0.0002	0.002

令和5年度区域外一般廃棄物の搬入について

1 区域外搬入の概要

一般廃棄物は自区域内処理が原則であるが、都市化の進行等による最終処分場の確保の困難化等により自区域内処理が容易ではなくなっており、再生利用や資源化を推進するための広域処理が増加している。

このような状況の中、八戸市外で発生した一般廃棄物を市内の一般廃棄物処理施設に搬入して処理する場合、事前協議を経た上で、当市の一般廃棄物処理計画の調和が確保される場合に限り受入れを実施しているもの。

2 令和5年度の実績

- (1) 排出元自治体数 20 自治体
- (2) 受入事業者数 5 者
- (3) 総搬入量 34,363.02 トン
- (4) 廃棄物の種類 焼却灰、し尿汚泥など

3 令和6年度の予定（5月9日現在）

- (1) 排出元自治体数 19 自治体
- (2) 受入事業者数 5 者
- (3) 総搬入予定量 35,629.50 トン
- (4) 廃棄物の種類 焼却灰、し尿汚泥など

市外一般廃棄物の搬入状況一覧

No.	排出元自治体	受託事業者	廃棄物の種類	処分内容	令和5年度 搬入実績量	令和6年度 搬入予定量
1	東京二十三区清掃一部事務組合	八戸セメント株式会社	焼却灰	焼成	23,798.00t	23,800t
2	船橋市	八戸セメント株式会社	焼却灰	焼成	2,168.50t	2,700t
3	ひたちなか市	八戸セメント株式会社	灰溶融スラグ	焼成	481.81t	600t
4	東海村	八戸セメント株式会社	焼却灰	焼成	704.33t	1,200t
5	十和田地域広域事務組合	八戸セメント株式会社	飛灰	脱塩後、焼成	675.31t	700t
		奥羽クリーンテクノロジー株式会社	し渣	焼却	919.69t	—
			し尿汚泥	焼却	82.71t	90t
6	下北地域広域行政事務組合	八戸製錬株式会社	金属水酸化物	脱塩後、焼結	114.74t	—
			カーボンスラッジ		182.59t	—
			回収塩		237.64t	—
7	花巻市	八戸セメント株式会社	肉骨粉	焼却焼成	1,947.12t	2,000t
8	中部上北広域事業組合	八戸製錬株式会社 八戸セメント株式会社	飛灰	脱塩後、焼成	218.25t	270t
9	西北五環境整備事務組合	有限会社サイクルファーム	し尿汚泥	堆肥化	479.99t	580t
10	三戸地区環境整備事務組合	八戸セメント株式会社 八戸製錬株式会社 八戸セメント株式会社	焼却灰 飛灰	焼成 脱塩後、焼成	551.65t 227.28t	600t 300t
11	青森市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	50.00t	80t
12	久慈市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	414.42t	900t
13	二戸市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	102.45t	200t
14	鹿角市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	252.91t	330t
15	黒石地区清掃施設組合	株式会社曾我産業	木くず	破碎	424.00t	650t
16	外ヶ浜町	八戸製錬株式会社 奥羽クリーンテクノロジー株式会社	飛灰 動植物性残さ	脱塩後、焼結 焼却	39.80t 0.00t	60t —
17	十勝圏複合事務組合	八戸製錬株式会社	汚泥	脱塩後、焼結	73.00t	119t
18	平内町	奥羽クリーンテクノロジー株式会社	動植物性残さ	焼却	—	300t
19	芳賀地区広域行政事務組合	八戸製錬株式会社	汚泥(乾燥塩)	脱塩後、焼結	96.85t	100t
20	三沢市	奥羽クリーンテクノロジー株式会社	沈砂汚泥	焼却	49.47t	50.5t
21	潟上市	奥羽クリーンテクノロジー株式会社	汚泥	焼却	70.52t	—